

商工もばら

商工もばら 第555号
 (毎月1回発行)
 発行所: 茂原商工会議所
 茂原市茂原443番地
 tel.22-3361(代)
 発行責任者: 河野万由美
 編集責任者: 石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス
<http://www.mobara-cci.or.jp>



2021 **3**
 March



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所 検索

■会員数 / 1178事業所
 (令和3年1月31日現在)

茂原商工会議所では、引き続き新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しています。

昨年末に懸念されていた感染者数の増加は、年明けから急増のグラフを示し、全国各地で過去最多の数字を記録しました。

これを受け、千葉県を含む11都道府県に緊急事態宣言の再発出がされたわけですが、宣言から1カ月以上経過した今、その効果により感染者数は減少傾向にあります。

しかし、若干高止まりの推移を見せている地方が目立つほか、英国や伯国を始めとする南米を由来とした変異ウイルスが、海外渡航歴のない方から検出され、国内で市中感染した事例なども確認されています。

感染拡大防止協力金や緊急事態宣言の延長、特措法改正など、様々な政策が検討実施されてはおりますが、状況は今までと異なる新たなステージに入り、引き続き憂慮すべき状況にあります。

茂原商工会議所では、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。

資金繰り、助成金制度等の活用についてご相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

outline

- 日本商工会議所永年勤続表彰他.....2
- 茂原市中小企業再建支援金(茂原市)他.....3
- 千葉県感染拡大防止協力金(第2弾)の申請受付について他...4
- インフォメーション(各種お知らせ).....6



日本商工会議所永年勤続表彰

「日本商工会議所永年勤続表彰」 (有)長谷川酒販 渡辺 明氏

当所副会頭、(有)長谷川酒販 渡辺 明氏が、日本商工会議所より「日本商工会議所永年勤続表彰」を受彰しました。

「日本商工会議所永年勤続表彰」とは、商工会議所の役員・議員であって就任期間満20年以上の方に贈られるものであり、この度受彰された渡辺氏は、平成12年からの20年間、永きにわたり商工会議所の発展や会員企業の繁栄、また地域経済の振興に多大な貢献をされたことが評価されての受彰となりました。

出張職場体験を開催!!

体験教室委員会(雪田委員長)は、令和2年12月9日(水)出張職場体験を開催しました。

茂原市立茂原中学校の2年生が参加をし、職場体験を通して、子供たちのキャリア育成の推進に寄与することができました。

ご協力いただきました事業所の皆様に厚く御礼申し上げます。



カネヨ水産(株)(鮮魚卸売業)



社会福祉法人 長生共楽園(介護施設)



どんなか川(飲食店)



ナルケ薬粧(美容・エステ業)



(有)ニチタケ建設(建設業)



ViViTo(美容師)



三矢菓子店(和菓子職人)



茂原産業(株)(製造業)



茂原商工会議所(地域経済団体)



創作スイーツ&フレンチ レーヴ(パティシエ)

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 施策・支援策一覧 (2月8日時点)

支援金・融資

■ 茂原市中小企業再建支援金(茂原市)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対し、事業の再開や継続を支持するため、支援金を給付します。

申請期限が2月26日(金)16時00分までとなっておりますので、お早めの申請をお願いします。

対象要件	次の全ての要件を満たしている必要があります。 ・「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること。 ・茂原市内に主たる事業所を有している中小企業者および個人事業主であること。 ・「茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けていない事業所(施設)であること。		
支援金額	1事業者につき10万円(1回限り)	各種 リンク先	オンライン申請はこちらから https://amarys-jtb.jp/mobara/
申請方法	オンライン申請または郵送 ※本支援金事務は、一部業務を市から(株)JTB千葉支店に委託しています。		お問合せ先
申請期限	2月26日(金) 16時00分まで		



■ 新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。(特別利子補給制度を併用することで、実質的な無利子化を実現)

対象事業者	①「最近1か月間」や「最近14日間以上1か月未満の任意の期間」における売上高、または、過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、前3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方。 ②前3年間全ての同期との比較が望ましくない場合であって、「最近1か月間」や「最近14日間以上1か月未満の任意の期間」における売上高、または、過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方。 a. 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 b. 令和元年12月の売上高 c. 令和元年10月~12月の平均売上高		
資金の 使いみち	運転資金・設備資金 (いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る)	融資限度額	別枠1,000万円
金利	1.21%(2月1日時点)より 当初3年間-0.9%	お問合せ先	茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 施策・支援策一覧 (2月8日時点)

協力金


■千葉県感染拡大防止協力金(第2弾)の申請受付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月12日から2月7日までの間(東葛地域及び千葉市で酒類を提供する飲食店は1月8日から)、営業時間を20時まで(酒類の提供は11時から19時)に短縮していただいた飲食店に対し、店舗ごとに「千葉県感染拡大防止対策協力金(第2弾)」を支給します。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県内で飲食店を運営する事業者 ○県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得のうえ営業していること。 ○従前は20時から翌朝5時までの間に営業している時間のあった店舗が、県からの要請に対し、遅くとも1月26日までに協力を開始し、2月7日まで継続して協力したこと。 ○対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること <p>※上記以外にも要件がありますので詳細は下記ポータルサイトより、申請要領(2月上旬公開予定)をご確認ください。 ※1月12日～2月7日の営業時間短縮要請に対する協力金については、大企業も対象となります。</p>
------	--

支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ①東葛地域及び千葉市の飲食店 <ul style="list-style-type: none"> ア.酒類を提供する飲食店「通常20時より後も営業している方」 1月8日から新たに営業時間短縮要請にご協力いただいた場合「最大186万円の支給」 イ.酒類を提供しない飲食店「通常20時より後も営業している方」 1月12日から営業時間短縮要請にご協力いただいた場合「最大162万円の支給」 ②東葛地域及び千葉市以外の飲食店「通常20時より後も営業している方」 1月12日から営業時間短縮要請にご協力いただいた場合「最大162万円の支給」
------	--

申請受付	<p>【方 法】オンラインまたは郵送</p> <p>【期 間】2月10日(水)から3月10日(水)まで</p> <p>※郵送申請の際の宛先は、2月上旬に専用ポータルサイトに掲載予定 ※オンライン申請は2月15日(月)正午から受付開始予定</p>
------	--

専用ポータルサイト	<p>【名 称】千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト</p> <p>【アドレス】https://chiba-kyouryokukin.com/</p>	
-----------	--	---

本協力金に関する お問合せ先	<p>【名 称】千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター</p> <p>【電話番号】0570-003894</p> <p>【受付時間】9時00分～18時00分まで(土・日・祝含む)</p>
-------------------	---

協力金

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じていただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について(2月8日以降の時間短縮分)

緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮の要請期間を3月7日まで延長することとしたことに伴い、2月8日から3月7日までの全期間、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

支給対象	令和3年2月8日から3月7日までの全期間、継続して要請に御協力いただいた県内全域の飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること) 【要請の内容】・20時から翌朝5時までの営業自粛 ・酒類の提供は11時から19時まで		
支給金額	1店舗あたり一律168万円(1日6万円) ※要請期間中に協力要請が解除になった場合は、協力日数に応じた額を支給します。 ※協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。 ※協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことや酒類の提供時間などを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。		
予算について	補正予算額 770億円 ※財源は全額国庫支出金 ※2月議会で補正予算を追加提案します。	本協力金についての問合せ先	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター 【電話番号】0570-003894 【受付時間】9:00~18:00まで(土・日・祝含む)

4月1日以降の価格表示について

4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります。

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の数札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

《総額表示に《該当する》価格表示の例》 ※税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

- 10,780円
- 10,780円(税込)
- 10,780円(うち税980円)
- 10,780円(税抜価格9,800円)
- 10,780円(税抜価格9,800円、税980円)
- 9,800円(税込10,780円)

- 税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨で被災された中小企業者の方へ

《茂原市被災中小企業者再建事業補助金(茂原市)》

市では、令和元年台風15号、19号、及び10月25日大雨により発生した自然災害により、甚大な被害を受けた市内の中小企業者に対する負担の軽減を図るため、「千葉県中小企業復旧支援補助金」に上乗せ補助を行っています。申請受付期限が2月26日(金)となっておりますので、以下の条件に該当する方はお早めの申請をお願いします。

- ◆ **補助対象者** 市内に事業所を有し、千葉県が実施した「千葉県中小企業復旧支援補助金」の交付決定を受けた者
- ◆ **補助内容** 補助対象経費から県の補助金額を差し引いた額の1/2(上限額50万円)
- ◆ **申請期限** 2月26日(金)



申請方法等、詳細は商工観光課ウェブページをご覧ください。以下のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ 茂原市役所商工観光課 TEL.20-1528 FAX.20-1604

INFORMATION

茂原商工会議所
インフォメーション

耳より情報!



日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R3 1.4現在)

「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は
お気軽にお問合せください。

会員企業
限定

- 相談日 2/24水
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

茂原商工会議所・中小企業相談所

住所:茂原市茂原443番地
TEL:22-3361 FAX:23-7895

千葉県信用保証協会による 定例相談会を実施

毎月10日 要予約 相談料無料

お問合せ

茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

更新日が近い方は、今すぐお電話を。

集団扱自動車保険のご案内

◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落しとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020
(A06A151176)

倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

決算申告無料相談会のご案内

今年も決算申告の時期になりました。当所では、税理士による個別無料相談会を実施いたします。詳細は、下記の通りです。

回数	期 日	時 間	場 所	税理士名
1	2月22日(月)	午前10時～ 午後3時	茂原商工会議所	白井浩介
2	2月24日(水)		茂原商工会議所 本納支所	雪田ひろみ
3	3月4日(木)		茂原商工会議所 本納支所	雪田ひろみ
4	3月5日(金)		茂原商工会議所	白井浩介

※詳細、お申込に関しては、同封チラシ『令和元年度 決算申告無料相談会』をご参照ください。

詳細は、茂原商工会議所事務局まで TEL.0475-22-3361

新型コロナウイルス感染症に関する支援策 「給付金、補助金、助成金」に対する税務上の取り扱いについて

《持続化給付金等》 ■ 持続化給付金 ■ 家賃支援給付金 ■ 千葉県中小企業再建支援金 ■ 茂原市中小企業再建支援金 ■ 千葉県感染拡大防止対策協力金

●法人 【法人税】課税対象となります。 ●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。(法人・個人)

【注意点】収益として計上する時期については、支給決定があった日の属する事業年度になります。

《雇用調整助成金等》 ■ 雇用調整助成金の特例

●法人 【法人税】課税対象となります。 ●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。(法人・個人)

【注意点】収益として計上する時期について、基本は「支給決定時の属する年度」に収入計上しますが、(1)「事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」と(2)「支給決定時の属する年度」が異なる場合は(1)「事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」に収益を計上します。

《小規模事業者持続化補助金等》 ■ 小規模事業者持続化補助金 ■ 茂原市小規模事業者サポート補助金

●法人 【法人税】課税対象となります。 ●個人 【所得税】課税対象となります。

【消費税】非課税対象となります。(法人・個人)

【注意点】収益として計上する時期については、支給決定があった日の属する事業年度になります。

《特別定額給付金》 ●法人 非課税対象となります。 ●個人 非課税対象となります。

いざという時に迅速に行動するために、会社・お店で備えておくこと

経営力・社内体制強化を図る 防災・減災セミナー

事前対策の取組み事例や、国が設けた認定制度のメリットを解説

近年、地震・台風・豪雨等で日本各地は大規模自然災害やウイルスの流行に見舞われています。事業活動の休止など中小企業・小規模事業者において多大な影響を与えており、今すぐにも防災・減災に向けた取り組みが求められます。危機管理の観点からはもちろんのこと、社内体制強化を図り安定した経営基盤を作るためにも是非ご参加ください。

本セミナーは、中小企業・小規模事業者の防災・減災対策の早期着手を目的とすると共に、新たに開始された国の制度（事業継続力強化計画の認定制度）の概要とメリットについて分かりやすく解説します。

〈講座内容〉

- ◆ 事例にみる災害の実態
- ◆ 自分たちの周りでどのような災害が起こるか考えてみよう
- ◆ 災害後の風評被害の恐怖
- ◆ 災害(疫病含む)への事前対策事例
- ◆ 災害に向けて必要な準備は何だろう
- ◆ 事業継続力強化計画の概要と認定企業のメリット (補助金の加点や保証料枠の拡大 等々)



〈プロフィール〉

■ 講師：初鹿野 浩明 氏

大学を卒業後、化学系企業にて半導体の研究開発に従事する。20代から中小企業を経営した後、2000年に経営コンサルタント会社(現 株式会社経営科学研究所)を設立、代表取締役。2008年から、群馬ポリテクセンターにて、経営学、生産管理、ファシリテーション、コーチング理論、データベース構築、BVプログラミング、財務会計、財務分析、問題解決技法、品質管理(QC)手法、ビジネスプラン策定法といった指導を行った。現在では、中小企業の経営者と共に、勤に頼った経営から、科学的に裏付けされた経営を目指す。企業再生や製品開発を主に支援している。公的な中小企業の支援活動として、茨城県振興公社におけるベンチャープラザやよろず支援拠点のコーディネーター、茨城県商工会連合会における商工調停士や専門家としても活動している。

はつかの ひろあき
株式会社経営科学研究所 代表取締役
中小企業診断士
初鹿野 浩明氏

〈講師〉 株式会社経営科学研究所 代表取締役
中小企業診断士
〈開催日時〉 3月19日(金) 18:00~20:00

〈開催場所〉 茂原商工会議所 会議室(茂原市茂原443)

〈定員〉 20名(定員に達し次第締め切ります)

〈受講料〉 無料(どなたでもご参加できます)

〈お申込み〉 受講申込書記入の上、FAXにてお申込みください。

〈主催〉 茂原商工会議所

〈お問合せ〉 TEL.22-3361 FAX.23-7895

※ご参加の際は「マスクの着用」をお願いいたします。また、体調不良や発熱等がある場合にはご参加をお控えください。

----- 切り取らずにご返送ください -----

「明日から取り組む 防災・減災セミナー」 【3月19日(金)開催】

茂原商工会議所 行 ⇒ FAX:23-7895

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
参加者名 (複数のご参加可能)			

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。